倉敷市都市景観条例届出チェックシート
＜　工作物　＞

※該当箇所にチェックすること

届出の区分

☐ 届出（一般）　☐ 通知（官公庁）

区域の区分

☐ 一般区域　☐ 臨海工業区域　☐ 景観形成重点地区　☐ 眺望保全地区

行為の区分

☐ 新設　☐ 改築　☐ 増築　☐ 移転
☐ 外観変更の修繕　☐ 外観変更の模様替え　☐ 外観変更の色彩変更

行為の種別

☐ 工作物　**※( )内は臨海工業区域の数値、【 】内はアンテナの数値を示す。**

☐ 擁壁・垣・柵・塀など
- ☐ ① 高さ3mかつ長さ10m超過　（新設・改築・増築・移転）
- ☐ ② 高さ3mかつ長さ10m超過のもので、行為の高さが3m又は長さ10m超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ③ 建築物と一体かつ①と②以外のもので行為後に最も高い部分が地盤面から高さ13m超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ④ 高さ3mかつ長さ10m超過のもので、行為面積が当該行為面の面積の2分の1又は100㎡超過　（外観変更修繕・模様替え・色彩変更）

☐ 装飾塔・記念塔など
- ☐ ① 高さ4m（20m）超過　（新設・改築・増築・移転）
- ☐ ② 高さ4m（20m）超過のもので行為の高さが4m（20m）超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ③ 建築物と一体かつ①と②以外のもので行為後に最も高い部分が地盤面から高さ13m超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ④ 高さ4m（20m）超過のもので、行為面積が当該行為面の面積の2分の1超過　（外観変更修繕・模様替え・色彩変更）
- ☐ ⑤ 高さ4m（20m）超えることとなる外観変更（修繕・模様替え）
- ☐ ⑥ ①と②以外かつ建築物と一体のもので行為後に最も高い部分が地盤面から高さ13m超過　（修繕・模様替え）

☐ 煙突・高架水槽・木柱・鉄柱・観光用EV・コンクリートプラント・立体的自動車車庫・貯蔵施設・汚水処理施設・彫像など
- ☐ ① 高さ13m【15m】(20m)又は面積1,000㎡（10,000㎡）超過　（新設・改築・増築・移転）
- ☐ ② 高さ13m【15m】(20m)又は面積1,000㎡（10,000㎡）超過のもので行為の高さが13m【15m】(20m)又は面積1,000㎡（10,000㎡）超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ③ 建築物と一体かつ①と②以外のもので行為後に最も高い部分が地盤面から高さ13m【15m】超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ④ 高さ13m【15m】(20m)又は面積1,000㎡（10,000㎡）超過のもので、行為面積が当該行為面の面積の2分の1又は100㎡（1,000㎡）超過　（外観変更修繕・模様替え・色彩変更）
- ☐ ⑤ 高さ13m【15m】(20m)超えることとなる外観変更　（修繕・模様替え）

☐ 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線
- ☐ ① 高さ20m超過　（新設・改築・増築・移転）
- ☐ ② 高さ20m超過のもので行為の高さが20m超過　（改築・増築・移転）
- ☐ ③ 建築物と一体かつ①と②以外のもので行為後に最も高い部分が地盤面から高さ20m超過　（改築・増築・移転）

☐ 太陽光発電設備
- ☐ ① パネルの面積100㎡を超えるもの　（新設・改築・増築・移転・外観変更修繕・模様替え・色彩変更）

必要図書（正副各1部づつ）　※申請内容に応じてチェックしてください

☐ 届出書（事前協議書）
☐ 付近見取図（縮尺2,500分の1程度）　☐ 配置図（縮尺100分の1程度）
☐ 各階平面図（縮尺100分の1程度）　☐ 立面図（2面以上・彩色・縮尺100分の1程度）
☐ 断面図（2面以上・縮尺100分の1程度）　☐ 現況写真
☐ 外構図（塀・垣・植栽（樹種）など・縮尺100分の1程度）　☐ 景観シミュレーション図
☐ 委任状　☐ 景観条例チェックシート（このチェックシート）
☐ その他（　景観デザインコンセプト　）

チェック項目　　判　定

☐ 届出時期　（行為着手予定日の30日以前かどうか）

☐ 建物高さの基準　※建築物と一体となって設置する場合に限る

自然的景観	☐ 市街化調整区域	13m	
住居系景観	☐ 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	10m（建築基準法の規定値）	
	☐ 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	20m	
	☐ 第一種住居地域 第二種住居地域		
商業系景観	☐ 商業地域 近隣商業地域	31m	
工業系景観	☐ 準工業地域 工業地域	20m	
	☐ 工業専用地域	な　し	

☐ 景観の類型（倉敷市景観計画による）　（　　）

☐ 色彩の基準　外壁の色相・明度・彩度　（　別紙　）
屋根の色相・明度・彩度　（　　）

☐ 景観形成基準

☐ その他（　　）